

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月31日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第22号

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「新中央図書館建設構想推進室」を「新中央図書館建設構想推進室」に改める。

右京中央図書館建設室」

第8条第1項第7号中「新中央図書館」の右に「及び右京中央図書館」を加え、同条第2項中「係」の右に「、新中央図書館建設構想推進室、右京中央図書館建設室」を加える。

別表分館の項中「左京図書館」を「北図書館、左京図書館」に改め、「右京図書館」の右に「、西京図書館」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表分館の項の改正規定及び附則第2項の改正規定は、同月30日から施行する。

(京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

2 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第8号及び第9号中「左京図書館」を「北図書館、左京図書館」に改め、「右京図書館」の右に「、西京図書館」を加える。

(教育委員会事務局総務部総務課)